

第1回「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」 議事次第

1. 開催日時 平成25年12月25日(水)午前8時～9時45分
2. 開催場所 経済産業省本館 第3特別会議室(本館17階)
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

3. 議事次第

- (1)開会・経済産業省産業政策局企業会計室長挨拶
- (2)座長紹介・挨拶
- (3)委員紹介・挨拶
- (4)研究会及び配布資料等の取扱い
- (5)事務局資料説明

- 今までの議論・海外開示制度の概要説明
- 暫定的論点の説明
- 今後の予定

(6)自由討議

<配布資料>

- 資料1:「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」委員及びオブザーバー名簿
- 資料2:「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」出席者名簿
(平成25年12月25日)
- 資料3:「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」開催について
- 資料4:研究会及び配布資料等の公開について(案)
- 資料5:「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」における主要論点(案)
- 参考資料1:望ましい開示のあり方について

「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」
委員及びオブザーバー名簿

(敬称略、順不同)

| | | |
|---------|-----------------------|--------------------------------------|
| 座長: | 弥永 真生 (やなが まさお) | 筑波大学ビジネスサイエンス系教授 |
| 委員: | 五十嵐 邦正 (いがらし くにまさ) | 日本大学商学部教授 |
| 委員: | 青木 浩子 (あおき ひろこ) | 千葉大学大学院専門法務研究科教授 |
| 委員: | 藤田 晶子 (ふじた あきこ) | 明治学院大学経済学部国際経営学科教授 |
| 委員: | 円谷 昭一 (つむらや しょういち) | 一橋大学大学院商学研究科准教授 |
| 委員: | 熊谷 五郎 (くまがい ごろう) | みずほ証券株式会社 企画グループ経営調査部上級研究員 |
| 委員: | 野村 嘉浩 (のむら よしひろ) | 野村証券株式会社 金融経済研究所 経済調査部 シニアストラテジスト |
| 委員: | 吉井 一洋 (よしい かずひろ) | 株式会社大和総研 金融調査部 制度調査担当部長 |
| 委員: | 本澤 豊 (ほんざわ ゆたか) | ソニー株式会社 総合管理部門副部門長 |
| 委員: | 篠岡 尚久 (しのおか なおひさ) | カゴメ株式会社 経営企画本部 財務経理部長 |
| 委員: | 高畑 修一 (たかはた しゅういち) | 三菱重工業株式会社 経理総括部 主席部員 |
| オブザーバー: | 安井 良太 (やすい りょうた) | 株式会社東京証券取引所上場部長 |
| オブザーバー: | 井上 隆 (いのうえ たかし) | 一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 副本部長 |
| オブザーバー: | 坂本 三郎 (さかもと さぶろう) | 法務省民事局参事官 |
| オブザーバー: | 油布 志行 (ゆふ もとゆき) | 金融庁総務企画局企業開示課長 |

「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」
出席者名簿

(開催:平成 25 年 12 月 25 日)

(敬称略、順不同)

| | | |
|---------|-----------------------|--------------------------------------|
| 座長: | 弥永 真生 (やなが まさお) | 筑波大学ビジネスサイエンス系教授 |
| 委員: | 五十嵐 邦正 (いがらし くにまさ) | 日本大学商学部教授 |
| 委員: | 藤田 晶子 (ふじた あきこ) | 明治学院大学経済学部国際経営学科 教授 |
| 委員: | 円谷 昭一 (つむらや しょういち) | 一橋大学大学院商学研究科准教授 |
| 委員: | 熊谷 五郎 (くまがい ごろう) | みずほ証券株式会社 企画グループ経営調査部上級研究員 |
| 委員: | 野村 嘉浩 (のむら よしひろ) | 野村証券株式会社 金融経済研究所 経済調査部 シニアストラテジスト |
| 委員: | 吉井 一洋 (よしい かずひろ) | 株式会社大和総研 金融調査部 制度調査担当部長 |
| 委員: | 本澤 豊 (ほんざわ ゆたか) | ソニー株式会社 総合管理部門 副部門長 |
| 委員: | 篠岡 尚久 (しのおか なおひさ) | カゴメ株式会社 経営企画本部 財務経理部長 |
| 委員: | 高畑 修一 (たかはた しゅういち) | 三菱重工業株式会社 経理総括部 主席部員 |
| オブザーバー: | 林 謙太郎 (はやし けんたろう) | 株式会社東京証券取引所 上場部統括課長 |
| オブザーバー: | 井上 隆 (いのうえ たかし) | 一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 副本部長 |
| オブザーバー: | 辰巳 郁 (たつみ かおる) | 法務省民事局参事官室 局付 |
| オブザーバー: | 油布 志行 (ゆふ もとゆき) | 金融庁総務企画局企業開示課長 |

平成 25 年 12 月 25 日

「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」
開催について

1. 目的

企業の実務家、投資家、会計学者など、企業開示（ディスクロージャー）に関心のある有識者等による議論の場として、「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」を設け、国内外におけるディスクロージャーの実態把握に努める。

検討にあたっては、海外主要国におけるディスクロージャー制度とその運用実態、上場企業等の開示事例及びグローバル投資家等の利用実態について調査を行い、議論の参考とする。

2. 検討内容(案)

- (1) 主要国におけるディスクロージャー制度とその運用実態
- (2) 主要国における上場企業等の開示事例
- (3) グローバルに活動する投資家・アナリストにおける利用実態

以上

平成 25 年 12 月 25 日

**「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」及び
配布資料等の公開について(案)**

本研究会及び配布資料等の公開については、以下のとおりとする。

1. 研究会

- 原則、非公開とする。

2. 議事録及び配布資料

- 研究会の議事概要については、事務局が作成し、発言者に確認した上で、公開する。
- 配布資料の取扱いについては、原則公開とする。但し、資料提出者からの要請等があった場合には、事務局が座長及び資料提出者と相談して対応を決定する。

以上

「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」における主要論点(案)

事務局作成資料

平成25年12月25日

「企業会計とディスクロージャーの合理化に向けた調査研究」

4か国(米英独仏)開示制度調査

- 11月中に概要調査を概ね完了
- 以降追加調査継続

「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」での議論

- 第1回 12月下旬 開催予定
- 2014年3月までに6回程度開催

2013年10月末

11月末

12月末

2014年1月末

2月末

3月末

仮説構築・見直し・検証

効率的かつ
望ましい開示
提案

内外文献調査

- 11月中に概要調査完了
- 以降追加調査継続
- 最新情報に更新

投資家・アナリスト等 からのインプット

- 10名程度の海外投資家等、財務情報の利用者からの意見を収集

本研究会の検討の焦点

財務報告

会社法

- 事業報告
- 附属明細書
- 計算書類、
連結計算書類
- [監査報告書]

四半期報告書

コーポレート ガバナンス報告書

内部統制報告書

有価証券報告書

- 企業の概況
- 事業の状況
- 設備の状況
- 提出会社の状況
- 経理の状況
- 株式事務の概要
- 参考情報
- 保証会社等の情報
- [監査報告書]

決算短信

- 連結業績
- 配当の状況
- 連結業績予想

ウェブサイト上で
公表されるその他の情報、銀行等
の業種特有の報告書は除外する

中期経営計画

インベスターズガイド

ファクトシート

サステナビリティレポート

- 環境、CSR、その他

知的財産報告書

アニュアルレポート

検討対象範囲(点線内)

用語の定義—財務情報と非財務情報

企業による開示情報

「知的財産報告書」、
「サステナビリティレ
ポート」等は「非財務
情報」とする。

ここでの非財務情報イ
コール監査対象外とは
必ずしもいえない。英国
では、取締役の報酬に
関する情報(非財務情
報)の一部が監査対象と
なっている。

財務報告

非財務情報

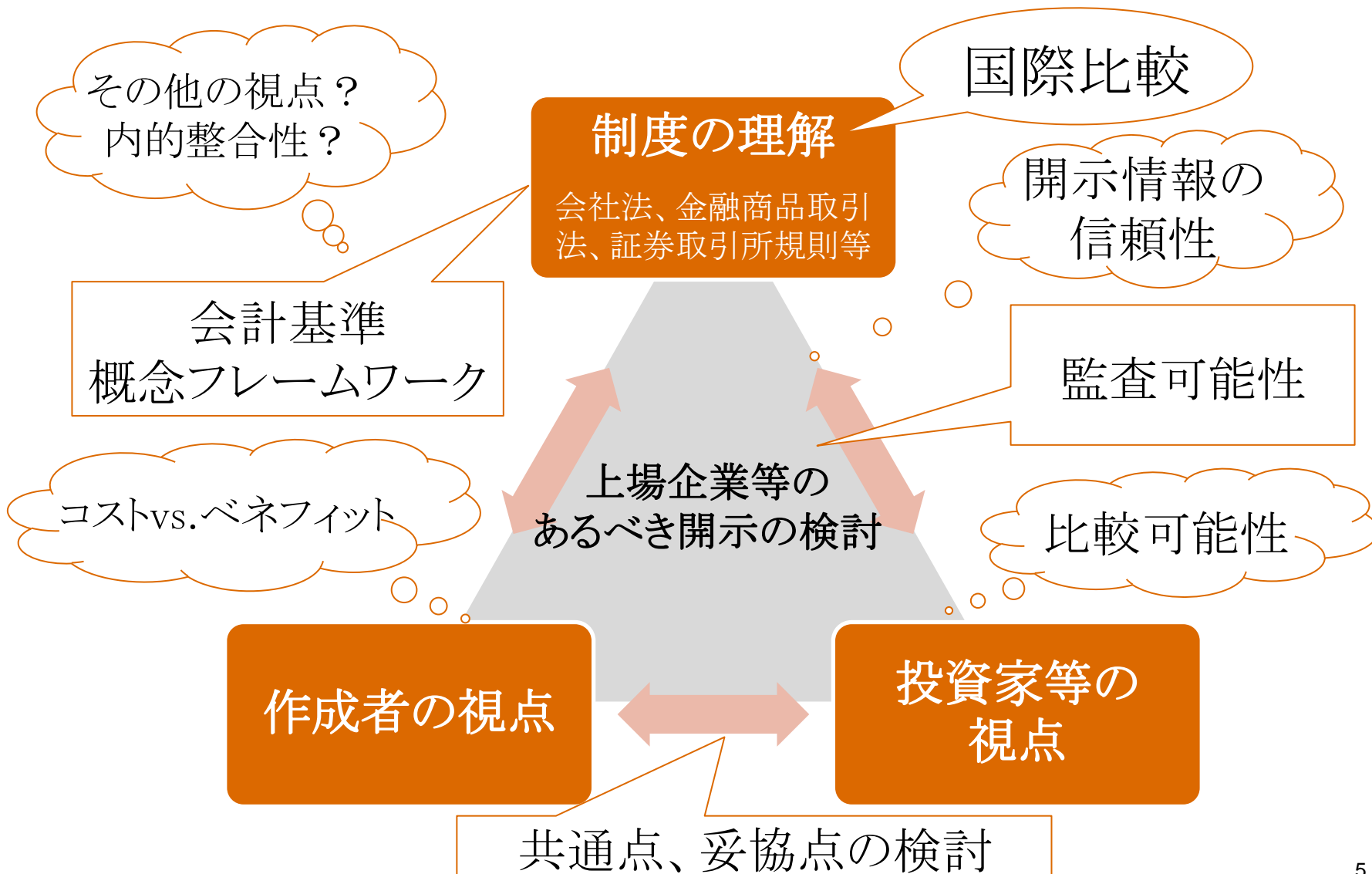
(連結・個
別)
財務諸表
注記

財務情報

有価証券報告書の「企
業の概況」、「事業の状
況」、「設備の状況」、
「提出会社の状況」、提
出会社の株式事務の
概要」、「参考情報」、
保証会社等の情報は
「非財務情報」とする。

有価証券報告書の「経理の状況」に
記載される内容を「財務情報」とする。

本研究会での検討の視点



暫定的論点(案)

- 論点1. 国内開示制度の目的と役割(金商法、会社法、取引所規則等)
- 論点2. 報告の頻度(半期、四半期等)
- 論点3. 業績予想の開示
- 論点4. 規模等による分類
- 論点5. UK等における非財務情報の開示項目簡素化の動向
- 論点6. 開示場所(財務諸表の注記から非財務情報の開示へ移動)
- 論点7. 将来見通し(Forward-looking)情報の開示
- 論点8. 重要性の判断の適用
- 論点9. 開示の様式・XBRL等の活用

論点1. 国内開示制度の目的と役割(金商法、会社法、取引所規則等)

- 米国では、州ごとに会社法の規定はあるものの、上場会社の開示は、主に証券取引委員会(SEC)の規則等により規定されている。また、欧州ではEU指令を会社法や証券取引法に取り込む形で、主に各国の会社法や証券取引法により上場企業の開示が規定されている。日本のように、会社法と金商法の双方でそれぞれ開示が規定される点は、欧米制度と異なる。
- 日本において、会社法は株主・債権者等の利害関係者保護、金商法は投資家保護、取引所規則は適時な情報提供による投資家保護が主な目的であり、上場会社が作成・提出する書類はそれぞれ異なる意義を持つ。一方で、このような法律・規則により開示の対象と範囲は重複する部分も多い。
- 国内の各開示制度(金商法、会社法、取引所規則等)の目的と役割を踏まえ、開示のあり方を検討する。

論点2. 報告の頻度(半期、四半期等)

- EU規制市場でその証券が取引される企業については、年度及び半期報告書が義務付けられているが、四半期においては四半期毎の財務諸表の提出は要求されていない。(四半期報告は、EUの2004年透明性指令により、期中の重要な事象の説明とその影響及び一般的な財政状態の説明のみが求められてきた。)
- EU規制市場でその証券が取引される企業が提出する半期報告書に対して、監査は要求されていない。任意で監査又はレビューを受ける場合は、監査人の監査報告書またはレビュー報告書を開示しなければならない。(※四半期レビューの重要性に関する議論の余地あり)
- 2013年にEU透明性指令が改正され、EU規制市場で取引されている証券の発行者にも、EUレベルでは四半期報告を要求しないこととされた。
- 米国の四半期報告書(米国内企業)であるForm 10-Qには、独立監査人によるレビュー報告書を添付する必要がない。(レビューは必要)
- 主要国の動向や投資家等のニーズも踏まえ、報告の頻度(半期、四半期等)について検討する。

論点3. 業績予想の開示

- EUでは、透明性指令において、マネジメント・レポートに会社事業及び業績の展開に関する公正なレビューを含めることとされている(欧州議会・理事会指令2013/34/EU)が、日本のような決算短信における業績予想の開示は求められていない。実際の開示例としては、イギリス、ドイツ、フランスでは、アニュアルレポート等の中で、将来の売上高等の増加率等がある。
- 米国では業績予想に関する開示規制を定められていないが、上場会社はプレスリリース、カンファレンス・コール、ウェブキャストなどで自主的に業績予想を開示しており、全米IR協会(NIRI)が毎年公表しているGuidance Practices & Preferencesの2010年調査によれば、90%の上場会社が任意の形式で業績予想を公表している。
- 決算短信における業績予想の開示は、諸外国の制度では要求されておらず、日本独自の開示とされている。それを根拠として、産業界からは強い反対意見があった。
- 東証は、2011年12月に「業績予想開示に関する実務上の取扱いの見直し方針について」を上場会社向けに公表し、上場会社の実情に応じた多様な将来情報の開示を行うことができるような取扱いを整備するとした。また、業績予想開示を実質的に強制するものではないことが周知された。実務上は、東証が集計した「平成24年3月期決算短信の開示状況について」によれば、大多数の企業が業績予想を開示している。
- 主要国の動向や投資家等のニーズも踏まえ、業績予想開示のあり方について、検討を行う。

論点4. 規模等による分類

- 日本では、金融商品取引法および関連法規により、国内上場企業約3,600社に共通の会計基準(日本基準、米国基準、または指定国際会計基準のいずれか)及び開示制度が適用されている。さらに、会社法により計算書類、事業報告、附属明細書等の作成が要求されている。
- UKでは、会社法によりすべての会社(公開会社、私会社)について情報の開示が要求されるが、売上高、資産総額、従業員数の規模により、小会社、中規模会社、大会社の区別があり、小会社又は中規模会社については一定の開示免除規定がある。また、会社の規模にかかわらず、EU規制市場で証券が取引される上場会社については、EU指令(透明性指令、市場濫用行為指令)に準拠した追加的な開示(非財務情報)が要求される。
- ドイツやフランスでも、EU規制市場で証券が取引される企業と、それ以外の企業で開示のレベルが異なる。
- 日本においても、UK等を参考に、会社の規模等で開示を分けることを検討し、規模以外の切り分け方法については、今回の分類のひとつの「切り口」の可能性として検討する。

論点5. UK等における非財務情報の開示項目見直しの動向

- 2013年10月の改正により、UKでは以下の情報の開示要求が、有用な情報を提供しないとして削除されている。この改正は、「ケイ報告」による提言や2010年以降実施した2度におたるコンサルテーションの結果を反映したものであり、日本企業が開示すべき項目を検討する上での参考情報となると考えられる。
 - ✓ 主要な契約上の又はその他の取り決めに関する情報
 - ✓ 年度中の主要な企業の活動に関する情報
 - ✓ 資産の価値に関する情報
 - ✓ チャリティーへの寄付金に関する情報
 - ✓ 自己株式の取得に関する情報(私企業への開示要求)
 - ✓ 債権者への支払い方針及び慣行に関する情報
- EU規制市場で証券が取引される企業と同等とみなされる国内の「中規模及び大規模会社」については、2013年10月1日から施行されているUKの2006年会社法(改正)における「戦略報告書(Strategy Report)」及び「取締役報告書(Directors' Report)」を作成することが要求されている。戦略報告書では、事業に関する開示内容が拡充されている。
- 当該報告書等の開示項目と現在の日本の有価証券報告書における開示項目(非財務)の比較を検討する。

論点6. 開示場所(財務諸表の注記から非財務情報の開示へ移動)

- 「財務諸表の注記」を対象とした「開示フレームワーク」の議論は、FASB、EFRAG、IASBなど世界各地の会計基準設定主体等が討議資料を公表し議論が進行中である。「何を」財務諸表の注記として開示することを会計基準で要求するかを判断するための開示フレームワークの策定は有用とされる。
- 財務諸表の注記としての開示は必然的に監査(レビュー)対象となることから、投資家に対してはより高いアシュアランスを提供するメリットがある一方で、適時性に欠けるというデメリットもある。
- なお、個別の財務情報及び非財務情報の有用性については、多くの実証研究が実施されているものの、監査(レビュー)対象としての開示情報から監査(レビュー)対象外の開示情報への移行による情報価値有用性変動に関する研究は現時点では見当たらない。
- 開示場所のあり方について、財務諸表の注記から非財務情報の開示への移動等を検討する。

論点7. 将来見通し(Forward-looking)情報の開示

- 一般に過去の確定情報及び事象の開示よりも将来見通し情報の方が有用であるという投資家の意見がある一方で、多くの仮定や前提に基づく将来見通し情報の監査は困難であり財務情報としての開示にそぐわないという作成者や監査人の意見もある。
- FASBによる開示フレームワークの審議では、将来見通し情報を、①財務諸表の本表数値の算定基礎となる情報、②財務諸表の本表数値の算定基礎に使用されない情報、の2つに分類し、①のみを財務諸表の注記として開示し、②については注記に含めない(その他の非財務情報としての開示は任意)ことを暫定決定している。
- 上記、FASBの暫定決定は、財務諸表の注記における将来見通し情報の合理化に資する提案である。
- 将来見通し情報の開示のあり方について、論点3とも合わせて比較検討を行う。

論点8. 重要性の判断の適用

- ESMAが実施した重要性に関するコンサルテーションへの回答(50件)と事後的な円卓会議等によるフォローアップでは、重要性に関する理解はあるがその適用において多様性があるとしている。近年、開示情報が膨大となり、その整理が必要であるという認識では一致しているが、重要性の問題(特に質的側面の判断)は、IFRS基準を設定するIASBと監査の観点からIAASBが主体となって取り組む必要があるとしている。
- 投資家は、一般的に「重要な情報のみ」を会社が開示することを求めている。一方、一部の作成者(特に米国)には、訴訟リスクを低減するために、開示が要求される情報は重要性の大小にかかわらず全て開示する傾向がある。重要性の判断に基づき、開示情報を分けることがむしろ煩雑であるという意見もある。(IASB開示フォーラムのフィードバック)
- IASBでは、開示イニシアチブの一環として、IAS第1号を修正し、重要性は財務諸表の本表と注記の双方において検討されるべきであり、「重要ではない情報の開示は重要な情報を目立たなくする可能性がある」という文言を追加することを暫定決定している。(2013年9月IASB Update)
- 一部のアナリストからは、監査報告書に監査上の重要性の基準値を明記してほしいという要望がある。
- 上記を踏まえ、重要性の判断の適用のあり方について検討を行う。

論点9. 開示の様式・XBRL等の活用

- 紙媒体による開示情報を前提とした開示様式の議論から、企業のウェブサイト上の開示、XBRLによる開示の是非に議論の焦点が移行している。
- 紙媒体による財務報告を前提とした議論では、数値に関する説明は、なるべく表形式とし、文章による記述的説明を排除することが望ましいという意見が投資家から聞かれる。一方、作成者からは、表形式による期首から期末までの残高調整表等においては、数値の根拠を監査人に示すことが困難な場合があることから、表形式を強制しないことを望む意見がある。(IASB開示フォーラムのフィードバック)
- 日本では2013年9月から次世代EDINETが導入され、財務諸表の本表だけではなく注記にまでXBRLによる報告範囲が拡大され、開示情報の二次利用、検索機能の向上が期待される。開示様式のあり方やXBRLの導入、活用について、検討を行う。

その他の論点

- 制度上の開示情報の提出期日
- その他

開示項目(国内制度)

| | | 年度開示 | 内部統制・CG | 四半期開示 | 臨時開示 |
|-------|------|-----------------------|-----------------------------------|---------------------|--------------|
| 取引所規則 | 作成書類 | 決算短信(連結) | CG報告書 | 四半期決算短信(連結) | 会社情報に関する適時開示 |
| | 時期 | 45日以内 (30日以内が望ましい) | 変更の都度 | 45日以内 (決算確定後直ちに) | 遅滞なく開示 |
| | 監査等 | — | — | — | — |
| 金商法 | 作成書類 | 有価証券報告書(連結・個別) | 有価証券報告書(CG等の状況) 財務報告に係る内部統制報告書 | 四半期報告書(連結) | 臨時報告書 |
| | 時期 | 3か月以内 | 3か月以内 | 45日以内 | 適時開示より遅い |
| | 監査等 | 監査 | 監査(内部統制報告書) | レビュー | — |
| 会社法 | 作成書類 | 計算書類等(連結・単体) | 事業報告(内部統制事項を含む) | — | — |
| | 時期 | 定時株主総会の招集通知発出時まで | 同左 | — | — |
| | 監査等 | 監査 | — | — | — |

開示項目(国際比較)

| | | 日本 | 米 | 英 | 仏 | 独 |
|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 四半期・半期 財務諸表等 | | 四半期 ● 〈レビュー〉 | 四半期 ● 〈レビュー〉 | 半期 ●〈不要〉 四半期 ▲注1 〈不要〉 | 半期 ●〈レビュー〉 四半期 ▲注1 〈不要〉 | 半期 ●〈不要〉 四半期 ▲ 注1、注2〈不要〉 |
| 年度 財務 諸表 | 単体: 金商法・会社法 | ● 〈監査〉 | — | ● 〈監査/小会社不要〉 | ● 〈監査〉 | ● 〈監査〉 |
| | 連結:金商法 | ● 〈監査〉 | ● 〈監査〉 | ● 〈監査〉 | ● 〈監査〉 | ● 〈監査〉 |
| | 連結:会社法 | ● 〈監査〉 | — | ▲(小会社)〈不要〉 ●(大・中会社)〈監査〉 | ● 〈監査〉 | ● 〈監査〉 |
| | 連結:決算短信 | ● 〈不要〉 | —注3 | — | — | — |
| そ の 他 | 内部統制報告書 | ● 〈監査〉 | ● 〈監査〉 | — | — | — |
| | CG報告書 | ● 〈不要〉 | — | ● 〈レビュー〉 | ● 〈レビュー〉 | ● 〈レビュー〉 |

●:制度上作成が強制、▲:任意、〈括弧〉は、当該情報について監査又はレビューが要求されるかどうかを示す

注1:以下の情報について第1四半期及び第3四半期の開示が要求されるが、四半期財務諸表の作成は要求されない。①当該期間に生じた取引や事象の説明及び発行者及びグループ財務状況への影響、②当該期間の発行者及びグループの財務状況と業績の概括的説明、③事業部ごとの直近四半期及び累計期間の純収益(前年同期比較数値を含む)

注2:ドイツ証券取引所のプライム・スタンダード市場に上場している企業に対して、取引所規則において四半期開示(最低限、B/S及びP/L)が強制されている

注3:NYSE Listed company manual 「202.06 Procedure for Public Release of Information」等の取引所規則に従い、内国上場法人等は年次・四半期業績等をプレスリリース、ウェブキャストなどで適時開示する。開示方法はSEC のRegulation FDに従う。

開示をめぐる動向 (1990年代～2011年)

| | 米国 | 欧州 | 世界 | 日本 |
|---------------------|---|--|--|--|
| 1990年代 | AICPAジェンキンス・レポート(1994年7月) | IOSCOが外国発行体によるクロスボーダーの株式募集・上場のための国際開示基準を公表(1998年9月) | | |
| 2000年 ～ 2009年 | SECが外国企業の開示規制を強化(2008年9月) | ICAEWがProspective Financial Information (PFI) 作成ガイダンスを公表(2008年) | G7金融安定化フォーラム(FSF)宣言(2008年4月) | 東証決算短信に関する研究報告～決算情報のより適切な開示に向けて～(2006年3月) |
| | SECが報酬のリスク評価の開示を新たに要求(2009年12月) | | G20金融サミット宣言(2008年11月) | 四半期報告制度開始、内部統制報告制度開始(2008年4月) |
| 2010年 ～ 2011年 | Dodd-Frank法による新開示規制案(資源採掘企業による政府への支出等)を公表(2010年12月) | 仏ANCが小規模上場企業の開示削減を提案するDPを公表(2011年10月) | IAASBが「進化する財務報告:開示とその監査への影響」を公表(2011年1月) | 経団連意見書「財務報告に関わるわが国開示制度の見直しについて」(2010年7月) |
| | | 英BISが記述的報告に関するコンサル文書を公表(2011年9月) ESMAが財務報告における重要性のコンサル文書を公表(2011年11月) | FSBが金融機関向け「リスクアペタイトの枠組み」進捗報告(2011年11月) | 四半期報告制度の簡素化(2011年4月) 日本証券経済研究所『上場会社における業績予想開示の在り方に関する研究会報告書』(2011年7月) |

開示をめぐる動向 (2012年～)

| | 米国 | 欧州 | 世界 | 日本 |
|-------|--|---|---|-------------------------------|
| 2012年 | JOBS法が施行される(新興成長企業の開示等の減免)(4月) | 英国Kay Review(中間報告)公表(2月)→英政府の対応は11月公表 | | |
| | FASBが財務諸表の注記の開示フレームワークDPを公表(2012年7月) | EFRAGが財務諸表の注記のDPを公表(7月) | FSBがEnhanced Disclosure Task Force(EDTF)を設置(5月) | |
| | SECがDodd-Frank法により紛争鉱物の使用に関する開示規定を採択(8月) | 英FRCが「開示フレームワークへのロードマップ」を公表(10月) | FSBのEDTFが銀行のリスク開示に関する報告書を公表(10月) | |
| 2013年 | SECが企業の情報開示にSNS使用を容認(4月) | IASBが開示フォーラムを開催(2013年1月) | | |
| | PCAOBが監査報告書の内容を強化するEDを公表(8月) | IASBとIIRCが統合報告フレームワーク共同開発の覚書を締結(2013年2月) | IAASBが監査報告書の内容を変更する案を公表(7月) | 金融庁「当面の方針」により単体開示の簡素化の方向性(6月) |
| | SECがCEOの報酬比率(Pay Ratio)開示案を公表(Dodd-Frank法)(9月) | EUが透明性指令(2004年)改正:4半期報告義務廃止(6月) 英が2006年会社法改正:戦略報告導入(10月) | FSB「リスクアペタイト枠組み」コンサル文書を公表(7月) | 次世代EDINET稼働開始(9月) |

望ましい開示のあり方について

